# 2 民 間 給 与 関 係

# 職種別民間給与実態調査について

### 1 調査の目的と方法

この調査は、職員の給与を検討するために、平成28年4月現在の大阪市内における民間給与の実態を調査したものである。

調査の実施に当たっては、本委員会、人事院及び大阪府人事委員会等が共同して行った。

### 2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

全産業の事業所のうち、平成 28 年4月分最終給与締切日現在において、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の大阪市内の民間事業所 2,740 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種(うち初任給関係職種 18 職種)

### 3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

前記  $2 \, o(1)$  に該当した事業所を、産業、規模等によって 21 層に層化し、これらの層から 438 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第 14 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

ア 初任給関係職種以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数に のぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

イ 調査実人員は、19,809人(うち初任給関係職種2,498人)である。

### 4 集計

総計及び平均の算出に際しては、抽出率の逆数を乗じて母集団に復元した。

第 14 表 産業別 · 企業規模別調査事業所数

企業規模	調査			Ē	調査	事 業 彦	Ť		
	対 象	全規模	人	人	人	人	人	人	人
産業	事業所	(50人 以上)	50~99	100~199	200~299	300~499	500~999	$ \begin{array}{c} 1,000 \\ \sim 2,999 \end{array} $	3,000 以上
· 소	事業所		事業所						事業所
産 業 計	2, 740	361	44	54	29	33	55	76	70
農業、林業、漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、 採石業、砂利 採 取 業 、 建 設 業	230	39	5	2	3	2	12	10	5
製 造 業	612	75	7	15	5	7	14	16	11
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	582	93	12	13	7	5	11	18	27
卸売業、小売業	465	67	9	11	6	10	5	16	10
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	243	32	1	4	2	4	3	2	16
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	608	55	10	9	6	5	10	14	1

- (注) 1. 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が7事業所、調査不能の事業所が70事業所あった。
  - 2. 調査する事業所として抽出した438事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した7事業所を除いた431事業所に占める調査完了した361事業所の割合(調査完了率)は、83.8%である。
  - 3. 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第 15 表 職種別・学歴別・規模別初任給額

(単位:円)

				1/1/1/001	(中心・口)
職種	学 歴	全 規 模	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員	大学院修士課程修了	226, 555	229, 073	222, 808	<b>※</b> 217, 125
計,	大 学 卒	203, 734	204, 439	202, 064	205, 985
μΙ	短 大 卒	181, 377	181, 302	181, 525	
新卒技術者	高 校 卒	166, 082	164, 098	169, 568	<b>※</b> 165, 167
	大学院修士課程修了	223, 898	229, 376	<b>※</b> 208, 682	*
新卒事務員	大 学 卒	202, 295	203, 736	198, 721	206, 391
利 平 亊 芴 貝	短 大 卒	176, 112	175, 950	176, 315	
	高 校 卒	162, 005	160, 625	<b>※</b> 164, 622	
	大学院修士課程修了	228, 241	228, 845	228, 375	*
新卒技術者	大 学 卒	207, 468	206, 450	209, 377	<b>※</b> 204, 900
	短 大 卒	188, 051	186, 063	<b>※</b> 195, 700	
	高 校 卒	169, 394	168, 095	173, 671	<b>※</b> 165, 167
新卒研究員	大 学 卒	242, 801	242, 801	_	
新卒研究補助員	短 大 卒	180, 518	180, 518	_	_
初午 切 允 冊 功 貞	高 校 卒	<b>※</b> 165, 894	<b>※</b> 165, 894	_	
準 新 卒 医 師	大 学 卒	<b>※</b> 440,000	<b>※</b> 410,000	*	_
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	215, 311	<b>※</b> 215, 826	<b>※</b> 214, 025	
準新卒診療放射線技師	短 大 卒	188, 577	185, 202	<b>※</b> 198, 700	_
新卒栄養士	短 大 卒	175, 388	<b>※</b> 168, 256	*	
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	210, 245	204, 858	<b>※</b> 223, 713	_
準新卒准看護師	養成所卒	177, 557	<b>※</b> 166, 160	<b>※</b> 206, 050	_
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒				
新卒高等学校教諭	大学卒	*	_	*	_
新 卒 船 員	海上技術学校 卒	*	_		*

- (注) 1. 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間 外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与を除いたものである。
  - 2. 準新卒職種は、平成27年度中に資格免許を取得し、平成28年4月までに採用されたものである。

なお、医師については、平成25年3月大学卒業後、平成25年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成28年4月までの間に採用された者に限っている。

- 3. 「\*」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4. ※印のあるものは、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

### 第 16 表 職種別・規模別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

### 1 全規模

						平成 28 年	4 月 分 平	均給与額	
聑	哉	種	名	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)—(B)	備考
支	,	店	导	人 29	歳 53.1	円 922, 403	円 1, 884	円 920, 519	・構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大	; 学	全 卒	25	52.6	968, 585	2, 193	966, 392	
	短	支大	、卒	2	57.4	676, 938	0	676, 938	
	高	5 杉	を卒	2	53. 5	598, 071	0	598, 071	
	4	了学	卒 卒	_	-	_	_	_	
事	務	部	長	824	52. 7	740, 152	899	739, 253	・2課以上又は構成員20人以上の部の長・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
	大	; 学	4 卒	736	52. 5	750, 256	962	749, 294	(取締役兼任者を除く。)
	短	主大	、卒	32	52. 3	676, 753	800	675, 953	
	店	5 杉	这卒	53	55. 1	655, 542	238	655, 304	
	4	9 学	芒卒	3	56. 2	633, 713	0	633, 713	
事	務	部》	欠長	388	51. 5	660, 020	12, 313	647, 707	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
	大	; 学	4 卒	311	51.4	675, 869	15, 470	660, 399	・中間職(部長ー課長間)
	短	支大	、卒	23	50.6	584, 569	126	584, 443	
	店	5 杉	を卒	52	52. 4	612, 852	693	612, 159	
	4	7 学	卒 卒	2	58.0	453, 983	0	453, 983	
事	務	課	!長	1, 406	48.0	643, 000	13, 864	629, 136	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認めら れる課の長及び課長級専門職
	大	; 学	卒	1, 191	47. 5	654, 135	14, 774	639, 361	4 v の h化 v / )
	短	主大	、卒	85	48.8	584, 420	11, 359	573, 061	
	店	5 杉	を卒	128	51.9	580, 535	7, 120	573, 415	
	4	7 学	之 卒	2	50.5	535, 029	7, 500	527, 529	

- (注) 1. 「\*」 は、調査実人員が1人の場合である。(以下、本表において同じ。)
  - 2. 民間給与データのうち、給与額の上下2.5%ずつ、合わせて5%のデータを集計から除外した。(以下、本表 その1において同じ。)
  - 3. 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下、本表その1において同じ。)

						平成28年	4 月 分 平	均給与額	
琑	栈 種	Í ź	名	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)—(B)	備
事	務課	長代	理	人 618	歳 47. 7	円 595, 976	円 71, 695	円 524, 281	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
	大	学	卒	445	46. 1	618, 744	73, 966	544, 778	・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認めら
	短	大	卒	68	48.0	521, 407	60, 225	461, 182	れる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職(課長-係長間)
	高	校	卒	104	53. 2	553, 513	70, 167	483, 346	
	中	学	卒	*	*	*	*	*	
事	務	係	長	1,064	43. 5	472, 641	65, 181	407, 460	・係の長及び係長級専門職
	大	学	卒	711	42. 1	486, 986	71, 693	415, 293	
	短	大	卒	157	44.8	421, 437	51, 113	370, 324	
	高	校	卒	193	48.0	458, 242	50, 530	407, 712	
	中	学	卒	3	45. 7	357, 674	30, 241	327, 433	
事	務	主	任	1,057	40.5	433, 904	63, 510	370, 394	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者
	大	学	卒	676	38. 9	461, 189	75, 670	385, 519	・係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任
	短	大	卒	208	42.0	363, 505	36, 268	327, 237	・中間職(係長-係員間)
	高	校	卒	170	45.6	394, 905	41, 515	353, 390	
	中	学	卒	3	41.6	454, 690	70, 035	384, 655	
事	務	係	員	5, 366	36. 0	343, 665	40, 355	303, 310	
	大	学	卒	3, 464	34.0	349, 115	44, 489	304, 626	
	短	大	卒	1,088	39.0	320, 826	28, 526	292, 300	
	高	校	卒	797	41.7	349, 204	36, 987	312, 217	
	中	学	卒	17	41.8	316, 760	24, 441	292, 319	

<sup>(</sup>注) 1.「中間職 (課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。(以下、本表その1において同じ。)

<sup>2.「</sup>中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。(以下、本表その1において同じ。)

						平成 28 年	4 月 分 平	均給与額	
邗	<b>t</b> 7	種	名	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)—(B)	備     考
工	į	場	長	人 4	歳 51.5	円 948, 258	円 0	円 948, 258	・構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大	; 学	卒	*	*	*	*	*	
	短	i 大	:卒	*	*	*	*	*	
	启	5 校	卒	2	51. 5	882, 923	0	882, 923	
	中	了学	辛	-	-	-	_	-	
技	術	部	長	347	52. 5	728, 582	3, 259	725, 323	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職
	大	;学	卒	285	52.3	738, 279	3, 188	735, 091	(取締役兼任者を除く。)
	短	人	:卒	29	52. 5	649, 726	253	649, 473	
	启	5 校	を	32	53. 9	713, 393	6, 467	706, 926	
	中	了学	卒	*	*	*	*	*	
技	術音	部心	大長	172	50. 7	683, 744	2, 403	681, 341	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
	大	;学	卒	137	50.3	695, 137	2, 811	692, 326	・中間職(部長-課長間)
	短	i 大	:卒	18	51.5	671, 135	843	670, 292	
	高	5 校	卒	16	53.6	605, 504	841	604, 663	
		学	卒	*	*	*	*	*	
技	術	課	長	651	47. 5	617, 344	9, 912	607, 432	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
	大	;学	辛	499	47.4	628, 562	9, 440	619, 122	THE SECOND WINDOWS OF LINE
	短	i 大	:卒	66	47.5	565, 460	15, 343	550, 117	
	启	5 校	卒	86	48.4	582, 768	8, 607	574, 161	
	¢	了学	辛	_	_	_	_	_	

						平成 28 年	4 月 分 平	均給与額	
暗	え 種	Ē A	3	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)—(B)	備考
技征	<b></b> 有課:	長代	理	人 249	歳 46. 3	円 585, 046	90, 178	円 494, 868	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
	大	学	卒	172	45. 6	608, 299	101, 389	506, 910	・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認めら
	短	大	卒	39	47. 2	553, 187	64, 751	488, 436	れる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職(課長-係長間)
	高	校	卒	38	48.6	513, 330	66, 372	446, 958	
	中	学	卒	ı	I	ı	-	ı	
技	術	係	長	494	44. 0	499, 188	94, 651	404, 537	・係の長及び係長級専門職
	大	学	卒	294	43. 2	509, 335	99, 870	409, 465	
	短	大	卒	94	45. 9	479, 622	83, 169	396, 453	
	高	校	卒	104	44. 7	485, 963	88, 911	397, 052	
	中	学	卒	2	49.5	526, 892	124, 953	401, 939	
技	術	主	任	424	39. 1	401, 329	72, 470	328, 859	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者
	大	学	卒	246	37. 3	422, 973	86, 599	336, 374	・係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任
	短	大	卒	110	40.7	367, 577	58, 477	309, 100	<ul><li>・中間職(係長-係員間)</li></ul>
	高	校	卒	66	42.6	391, 024	46, 388	344, 636	
	中	学	卒	2	50. 5	389, 725	12, 415	377, 310	
技	術	係	員	2, 380	35. 5	391, 106	76, 556	314, 550	
	大	学	卒	1,619	34. 1	394, 375	80, 564	313, 811	
	短	大	卒	361	37. 9	381, 921	68, 398	313, 523	
	高	校	卒	398	38. 4	386, 638	68, 624	318, 014	
	中	学	卒	2	41.5	488, 051	134, 849	353, 202	

# 2 規模500人以上

						平成 28 年	4 月 分 平	均給与額	
暗	栈 稙	1	名	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)—(B)	備考
支	卢	Ė	長	人 27	歳 53.0	円 927, 147	円 2, 067	円 925, 080	・構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大	学	卒	24	52. 7	962, 273	2, 313	959, 960	
	短	大	卒	*	*	*	*	*	
	高	校	卒	2	53. 5	598, 071	0	598, 071	
	中	学	卒	-	-	_	_	-	
事	務	部	長	651	52. 8	770, 026	752	769, 274	・2課以上又は構成員20人以上の部の長・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
	大	学	卒	588	52.6	778, 571	772	777, 799	(取締役兼任者を除く。)
	短	大	卒	27	53. 0	704, 357	947	703, 410	
	高	校	卒	33	55. 5	696, 181	375	695, 806	
	中	学	卒	3	56. 2	633, 713	0	633, 713	
事	務音	7 次	長	304	51. 2	684, 566	16, 274	668, 292	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
	大	学	卒	248	50. 9	699, 376	20, 042	679, 334	・中間職(部長ー課長間)
	短	大	卒	19	51. 7	593, 637	82	593, 555	
	高	校	卒	36	52. 6	641, 241	1, 026	640, 215	
	中	学	卒	*	*	*	*	*	
事	務	課	長	1, 132	48. 1	665, 749	14, 424	651, 325	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
	大	学	卒	975	47.6	676, 886	15, 249	661, 637	
	短	大	卒	64	49. 0	598, 300	10, 486	587, 814	
	高	校	卒	93	52. 5	598, 087	8, 635	589, 452	
	中	学	卒	_	_	-	_	-	

						平成28年	4 月 分 平	均給与額	
鵈	租	Ē	名	調 査 実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)—(B)	備考
事	务課:	長付	弋理	人 488	歳 48. 1	円 621, 851	円 79, 227	円 542, 624	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
	大	学	卒	353	46. 4	643, 800	81, 515	562, 285	・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認めら
	短	大	卒	52	48. 4	555, 369	72, 560	482, 809	れる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職(課長-係長間)
	高	校	卒	82	54.6	574, 642	74, 503	500, 139	
	中	学	卒	*	*	*	*	*	
事	務	係	長	710	43.0	502, 181	77, 348	424, 833	・係の長及び係長級専門職
	大	学	卒	492	41. 7	514, 530	83, 819	430, 711	
	短	大	卒	97	44.8	442, 840	58, 555	384, 285	
	高	校	卒	119	48. 1	495, 813	62, 680	433, 133	
	中	学	卒	2	39. 0	378, 494	30, 357	348, 137	
事	務	主	任	667	39. 6	472, 952	83, 798	389, 154	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者
	大	学	卒	455	38. 5	502, 367	96, 448	405, 919	・係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任
	短	大	卒	116	41.3	391, 096	49, 440	341, 656	・中間職(係長-係員間)
	高	校	卒	93	43.9	406, 339	54, 267	352, 072	
	中	学	卒	3	41.6	454, 690	70, 035	384, 655	
事	務	係	員	3, 708	36. 1	353, 782	42, 461	311, 321	
	大	学	卒	2, 413	33. 9	358, 563	46, 868	311, 695	
	短	大	卒	727	39. 7	330, 928	30, 087	300, 841	
	高	校	卒	555	42.1	361, 844	38, 016	323, 828	
	中	学	卒	13	42.7	328, 083	31, 563	296, 520	

						平成 28 年	4 月 分 平	均給与額	
邗	<b>t</b>	種	名	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)—(B)	備     考
工	;	場	長	人 4	歳 51.5	円 948, 258	円 0	円 948, 258	・構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大	さ 学	卒	*	*	*	*	*	
	短	支大	; 卒	*	*	*	*	*	
	店	5 校	芒卒	2	51.5	882, 923	0	882, 923	
	4	了学	卒	-	-	-	_	_	
技	術	部	長	303	52. 5	741, 810	3, 069	738, 741	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職
	大	; 学	卒	251	52. 4	748, 891	2, 830	746, 061	(取締役兼任者を除く。)
	短	支大	; 卒	23	53. 1	676, 634	268	676, 366	
	店	5 校	ぞ 卒	28	53.8	731, 012	7, 227	723, 785	
	4	了学	辛	*	*	*	*	*	
技	術	部心	欠長	161	50.8	695, 434	2, 560	692, 874	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
	大	; 学	卒	135	50.4	698, 256	2, 853	695, 403	・中間職(部長-課長間)
	短	支大	; 卒	16	51.8	692, 869	945	691, 924	
	店	5 核	卒	9	56. 0	669, 968	1, 443	668, 525	
	中	了学	辛	*	*	*	*	*	
技	術	課	. 長	529	47. 6	636, 046	10, 509	625, 537	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
	大	; 学	卒	409	47.5	645, 211	9, 883	635, 329	THE SECOND WINDOWS OF LINE
	短	支大	、卒	52	47.6	589, 116	18, 507	570, 609	
	高	5 校	交	68	48. 7	607, 981	8, 279	599, 702	
	4	了学	卒	-	_	_	_	_	

						平成28年	4 月 分 平	均給与額	
鵈	战 租	Ē.	名	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)—(B)	備考
技征	<b></b>	長仁	大理	人 211	歳 46.6	円 604, 394	円 100, 864	円 503 <b>,</b> 530	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
	大	学	卒	147	45. 7	629, 927	114, 315	515, 612	・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認めら
	短	大	卒	31	47.9	564, 208	65, 905	498, 303	れる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職(課長-係長間)
	高	校	卒	33	49. 1	528, 860	74, 834	454, 026	
	中	学	卒	-	-	-	-	-	
技	術	係	長	292	44. 7	522, 726	97, 810	424, 916	・係の長及び係長級専門職
	大	学	卒	163	43.5	522, 818	93, 304	429, 514	
	短	大	卒	51	46.8	542, 734	106, 426	436, 308	
	高	校	卒	77	45.9	507, 331	102, 154	405, 177	
	中	学	卒	*	*	*	*	*	
技	術	主	任	290	39. 3	402, 736	70, 321	332, 415	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者
	大	学	卒	175	37.7	426, 093	81, 449	344, 644	・係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任
	短	大	卒	68	40.8	365, 058	59, 781	305, 277	・中間職(係長-係員間)
	高	校	卒	47	42.6	392, 419	45, 654	346, 765	
	中	学	卒	I	-	-	-	-	
技	術	係	員	1, 681	35. 3	397, 622	80, 420	317, 202	
	大	学	卒	1, 143	33.8	400, 642	83, 963	316, 679	
	短	大	卒	230	37.5	384, 520	74, 575	309, 945	
	高	校	卒	306	38. 4	396, 475	72, 639	323, 836	
	中	学	卒	2	41.5	488, 051	134, 849	353, 202	

### 3 規模100人以上500人未満

						平成 28 年	4月分平	均給与額	
職	え 種	Ē :	名	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)—(B)	備      考
支	店	1	長	人 2	歳 54. 0	円 873, 675	円 0	円 873, 675	・構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大	学	卒	*	*	*	*	*	
	短	大	卒	*	*	*	*	*	
	高	校	卒	_	_	_	_	_	
	中	学	卒	_	_	-	_	_	
事	務	部	長	146	52. 2	646, 555	1, 559	644, 996	・2課以上又は構成員20人以上の部の長・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
	大	学	卒	128	52. 1	655, 173	1, 791	653, 382	(取締役兼任者を除く。)
	短	大	卒	4	46. 2	554, 005	68	553, 937	
	高	校	卒	14	53. 9	597, 267	0	597, 267	
	中	学	卒	-	_	-	-	-	
事	務部	8 次	長	79	52. 7	591, 956	276	591, 680	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
	大	学	卒	60	53. 1	603, 517	325	603, 192	・中間職(部長-課長間)
	短	大	卒	3	44. 9	547, 889	422	547, 467	
	高	校	卒	15	52. 4	570, 500	89	570, 411	
	中	学	卒	*	*	*	*	*	
事	務	課	長	231	47. 5	537, 063	12, 370	524, 693	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
	大	学	卒	182	46. 9	536, 790	13, 580	523, 210	O WY Y X X O WY X WY ALI JAW
	短	大	卒	19	48.3	537, 608	16, 085	521, 523	
	高	校	卒	28	50. 5	538, 592	2, 700	535, 892	
	中	学	卒	2	50. 5	535, 029	7, 500	527, 529	

						平成 28 年	4 月 分 平	均給与額	
鵈	え 種	<u>fi</u>	名	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)—(B)	備
事	务課:	長什	大理	人 107	歳 45. 4	円 472, 788	円 33, 332	円 439, 456	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
	大	学	卒	77	44. 7	495, 648	37, 053	458, 595	・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認めら
	短	大	卒	15	46. 4	394, 210	14, 411	379, 799	れる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職(課長-係長間)
	高	校	卒	15	47.1	459, 025	37, 656	421, 369	
	中	学	卒	_	-	-	_	-	
事	務	係	長	298	45. 0	403, 780	37, 872	365, 908	・係の長及び係長級専門職
	大	学	卒	186	43.6	409, 754	40, 194	369, 560	
	短	大	卒	51	44. 7	382, 702	38, 924	343, 778	
	高	校	卒	61	49.2	403, 684	30, 381	373, 303	
	中	学	卒	_	-	-	-	-	
事	務	主	任	329	42. 3	370, 117	28, 649	341, 468	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者
	大	学	卒	189	40. 2	374, 985	30, 367	344, 618	・係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任
	短	大	卒	75	43.0	333, 793	21, 799	311, 994	<ul><li>・中間職(係長-係員間)</li></ul>
	高	校	卒	65	47.5	390, 388	30, 254	360, 134	
	中	学	卒	ı	-	ı	ı	ı	
事	務	係	員	1, 354	35. 8	314, 574	37, 078	277, 496	
	大	学	卒	858	34. 3	319, 942	40, 556	279, 386	
	短	大	卒	299	37. 1	296, 221	26, 171	270, 050	
	高	校	卒	194	40.9	316, 380	37, 000	279, 380	
	中	学	卒	3	37. 1	277, 299	1, 050	276, 249	

						平成 28 年	4 月 分 平	均給与額	
職	₹ ₹	重	名	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	備
工	ļ	易	長	人 -	歳	円 -	円 -	円 -	・構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大	:学	卒	-	_	-	_	-	
	短	大	卒	_	-	_	_	-	
	高	校	卒	_	_	-	_	_	
	中	学	卒	_	_	-	_	_	
技	術	部	長	34	53. 5	638, 794	54	638, 740	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職
	大	:学	卒	29	53. 4	655, 180	66	655, 114	(取締役兼任者を除く。)
	短	大	卒	4	53. 5	583, 282	0	583, 282	
	高	校	卒	*	*	*	*	*	
	中	学	卒	ı	Ī	_	_	-	
技	術音	部沙	、長	6	50.0	492, 683	0	492, 683	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
	大	:学	卒	*	*	*	*	*	・中間職(部長-課長間)
	短	大	卒	*	*	*	*	*	
	高	校	卒	4	48. 9	510, 402	0	510, 402	
	中	学	卒	-	-	-		I	
技	術	課	長	103	46. 9	509, 545	6, 755	502, 790	・2係以上又は構成員10人以上の課の長・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大	:学	卒	78	46. 7	521, 963	7, 187	514, 776	WIN A WAY O BELLANDER OF LITTER
	短	大	卒	13	47.5	456, 499	0	456, 499	
	高	校	卒	12	47. 2	488, 232	11, 074	477, 158	
	中	学	卒	-	_	-	-	-	

						平成 28 年	4 月 分 平	均給与額	
暗	え 種	直名	Ä	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)—(B)	備考
技征	<b></b> 析課:	長代	:理	人 30	歳 45. 0	円 466, 046	円 21, 213	円 444, 833	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
	大	学	卒	22	44. 7	473, 748	21, 565	452, 183	・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認めら
	短	大	卒	4	45. 1	493, 678	24, 696	468, 982	れる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職(課長-係長間)
	高	校	卒	4	46.0	399, 383	15, 928	383, 455	
	中	学	卒	-	-		-	-	
技	術	係	長	159	43. 3	479, 660	103, 105	376, 555	・係の長及び係長級専門職
	大	学	卒	106	43. 2	512, 776	126, 123	386, 653	
	短	大	卒	28	45. 1	404, 482	63, 465	341, 017	
	高	校	卒	24	41.3	429, 919	54, 242	375, 677	
	中	学	卒	*	*	*	*	*	
技	術	主	任	92	37. 7	402, 666	88, 546	314, 120	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者
	大	学	卒	52	35. 1	431, 314	119, 810	311, 504	・係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任
	短	大	卒	28	40. 2	363, 543	51, 946	311, 597	<ul><li>・中間職(係長-係員間)</li></ul>
	高	校	卒	11	42.9	361, 344	40, 984	320, 360	
	中	学	卒	*	*	*	*	*	
技	術	係	員	568	36. 3	375, 864	67, 730	308, 134	
	大	学	卒	401	35. 2	381, 989	74, 213	307, 776	
	短	大	卒	103	38. 5	378, 077	57, 062	321, 015	
	高	校	卒	64	39. 1	333, 194	45, 994	287, 200	
	中	学	卒	_	_	-	_	-	

### 4 規模50人以上100人未満

	平成28年4月分平均給与						均給与額		
鵈	<b>₹</b> ₹	重	名	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)—(B)	備
支	Л	吉	長	人 -	歳	円 -	円 -	円 -	・構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大	学	卒	-	-	-	_	-	
	短	大	卒	_	-	_	_	-	
	高	校	卒	_	-	_	_	_	
	中	学	卒	_	_	-	_	_	
事	務	部	長	27	54.0	577, 784	422	577, 362	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職
	大	学	卒	20	53. 2	592, 342	570	591, 772	(取締役兼任者を除く。)
	短	大	卒	*	*	*	*	*	
	高	校	卒	6	55. 7	548, 275	0	548, 275	
	中	学	卒	-	ı	I	I	I	
事	務音	邻沙	、長	5	47. 5	452, 316	0	452, 316	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
	大	学	卒	3	48.2	458, 220	0	458, 220	・中間職(部長-課長間)
	短	大	卒	*	*	*	*	*	
	高	校	卒	*	*	*	*	*	
	中	学	卒	_	_	-	_	-	
事	務	課	長	43	48.4	478, 491	2, 548	475, 943	・2係以上又は構成員10人以上の課の長・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大	学	卒	34	48.6	484, 506	3, 091	481, 415	- W. C. 6.3/2.5 WISESIMA N. I. J. 197
	短	大	卒	2	48.0	443, 465	0	443, 465	
	高	校	卒	7	47. 4	459, 283	642	458, 641	
	中	学	卒	-	_	-	_	_	

						平成28年	4 月 分 平	均給与額	
鵈	え 種	Ĺ	名	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)—(B)	備考
事	务課:	長何	大理	人 23	歳 44.8	円 394, 921	円 25, 101	円 369, 820	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
	大	学	卒	15	46. 1	394, 152	5, 420	388, 732	・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認めら
	短	大	卒	*	*	*	*	*	れる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職 (課長 - 係長間)
	高	校	卒	7	42.2	399, 415	70, 863	328, 552	
	中	学	卒	-	-	ı	ı	ı	
事	務	係	長	56	42. 9	364, 100	14, 001	350, 099	・係の長及び係長級専門職
	大	学	卒	33	42.9	372, 828	5, 485	367, 343	
	短	大	卒	9	46.5	364, 428	22, 855	341, 573	
	高	校	卒	13	39. 3	345, 533	28, 258	317, 275	
	中	学	卒	*	*	*	*	*	
事	務	主	任	61	40.0	311, 827	12, 226	299, 601	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者
	大	学	卒	32	36. 4	321, 040	19, 304	301, 736	・係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任
	短	大	卒	17	42.3	286, 083	732	285, 351	・中間職(係長-係員間)
	高	校	卒	12	46.4	323, 727	9, 634	314, 093	
	中	学	卒	_	-	_	_	_	
事	務	係	員	304	36. 0	303, 205	15, 241	287, 964	
	大	学	卒	193	35. 3	319, 011	16, 070	302, 941	
	短	大	卒	62	36. 1	268, 097	11, 421	256, 676	
	高	校	卒	48	38.6	281, 477	16, 927	264, 550	
	中	学	卒	*	*	*	*	*	

						平成 28 年	4 月 分 平	均給与額	
職	₹	重	名	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)—(B)	備
工	ţ	旦勿	長	人 -	歳	円 -	円 -	円 -	・構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大	学	卒	-	_	_	_	-	
	短	大	卒	-	_	_	_	-	
	高	校	卒	-	_	_	_	_	
	中	学	卒	-	-	-	_	-	
技	術	部	長	10	47. 2	592, 219	22, 754	569, 465	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職
	大	学	卒	5	45. 1	618, 767	45, 180	573, 587	(取締役兼任者を除く。)
	短	大	卒	2	42.0	511, 747	822	510, 925	
	高	校	卒	3	54. 2	601, 621	0	601, 621	
	中	学	卒	_	_	-	_	-	
技	術音	邻沙	て長	5	47. 9	524, 371	0	524, 371	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
	大	学	卒	*	*	*	*	*	・中間職(部長ー課長間)
	短	大	卒	*	*	*	*	*	
	高	校	卒	3	52.5	523, 317	0	523, 317	
	中	学	卒	-	-	-	_	-	
技	術	課	長	19	48. 0	468, 778	3, 461	465, 317	・2係以上又は構成員10人以上の課の長・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大	学	卒	12	48.8	491, 193	1, 686	489, 507	O INTO A CONTRACTOR OF 1998
	短	大	卒	*	*	*	*	*	
	高	校	卒	6	47.0	440, 778	7, 588	433, 190	
	中	学	卒	_	-	-	-	_	

						平成 28 年	4 月 分 平	均給与額	
鵈	え 種	Ĺ ź	名	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	備考
技征	<b></b> 有課	長代	理	人 8	歳 43.8	円 512, 701	円 64, 037	円 448, 664	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
	大	学	卒	3	44. 2	502, 099	33, 105	468, 994	・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認めら
	短	大	卒	4	43.8	525, 040	103, 245	421, 795	れる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職(課長-係長間)
	高	校	卒	*	*	*	*	*	
	中	学	卒	_	-	_	_	_	
技	術	係	長	43	41.6	391, 526	33, 350	358, 176	・係の長及び係長級専門職
	大	学	卒	25	39. 7	382, 723	29, 607	353, 116	
	短	大	卒	15	44. 1	397, 396	34, 806	362, 590	
	高	校	卒	3	44. 9	436, 861	57, 885	378, 976	
	中	学	卒	I	ı	-	-	-	
技	術	主	任	42	40.8	383, 062	49, 692	333, 370	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者
	大	学	卒	19	39. 3	353, 649	36, 732	316, 917	・係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任
	短	大	卒	14	41.8	403, 099	63, 124	339, 975	<ul><li>・中間職(係長-係員間)</li></ul>
	高	校	卒	8	41.9	427, 023	59, 313	367, 710	
	中	学	卒	*	*	*	*	*	
技	術	係	員	131	34. 4	341, 338	45, 736	295, 602	
	大	学	卒	75	32. 2	330, 352	43, 236	287, 116	
	短	大	卒	28	40.4	365, 722	42, 877	322, 845	
	高	校	卒	28	34.6	349, 263	56, 077	293, 186	
	中	学	卒	-	-	_	_	_	

その2 事務・技術関係以外職種

その2 事務・	1又1111关	條以外	·引联个里			
		<b></b> 11	平成28年	4 月 分 平	均給与額	
職種名	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)—(B)	備考
電 話 交 換 手	人 2	歳 40.0	円 289, 312	円	円 289, 312	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用自動車運転手	8	56.6	404, 366	116, 987	287, 379	
守衛	43	43. 9	328, 457	81, 364	247, 093	
用 務 員	2	57. 5	556, 186	15, 600	540, 586	
研 究 所 長	-	-	ı	-	-	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
研究部(課)長	27	49.8	537, 010	0	537, 010	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研究室(係)長	38	37. 5	428, 140	56, 488	371, 652	構成員3人以上の室(係)の長
主 任 研 究 員	25	40.0	417, 139	10, 995	406, 144	<ul><li>「下記研究員より上位の者(研究所長の職名を 有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)</li></ul>
研 究 員	38	28. 9	344, 029	67, 418	276, 611	し 長を除く。)
研究補助員	=	-	-	-	-	
病院長	2	63. 0	2, 762, 490	5, 000	2, 757, 490	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
副院長	3	63. 5	1, 839, 370	0	1, 839, 370	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長	12	47. 9	1, 625, 086	62, 104	1, 562, 982	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
医 師	35	49.3	1, 354, 483	101, 500	1, 252, 983	
歯 科 医 師	-	-	ı	-	-	
薬 局 長	3	54. 2	503, 452	9, 936	493, 516	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	36	37. 9	357, 416	30, 151	327, 265	
診療放射線技師	56	37. 4	362, 743	37, 825	324, 918	
臨床検査技師	49	39. 9	335, 913	30, 001	305, 912	
栄 養 士	18	40.4	311, 211	20, 101	291, 110	
理学療法士	69	38. 3	340, 841	16, 946	323, 895	
作業療法士	35	34. 2	307, 102	16, 833	290, 269	
総 看 護 師 長	2	57. 5	485, 140	0	485, 140	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長	57	46. 7	452, 881	27, 865	425, 016	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
看 護 師	198	36.6	355, 959	49, 003	306, 956	
准 看 護 師	82	48. 1	356, 036	59, 379	296, 657	
大 学 学 部 長	*	*	*	*	*	
大 学 教 授	36	58. 4	786, 517	13, 339	773, 178	
大 学 准 教 授	27	44. 9	676, 011	15, 345	660, 666	

			平成 28 年	4 月 分 平	均給与額	
職種名	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)—(B)	備考
大 学 講 師	人 13	歳 40.7	円 541, 993	円 17, 815	円 524, 178	
大 学 助 教	-	-	-	-	-	
高 等 学 校 校 長	*	*	*	*	*	
高 等 学 校 教 頭	3	54. 5	718, 792	0	718, 792	
高等学校教諭	93	41.0	586, 378	3, 118	583, 260	
船 長・機 関 長	18	52.6	691, 828	42, 344	649, 484	
一等航海士 · 機関士	17	45. 7	580, 802	151, 727	429, 075	
二等航海士·機関士	14	32.3	516, 531	170, 365	346, 166	
三等航海士·機関士	6	25. 7	449, 392	154, 301	295, 091	│ │ │ │ │ 総トン数5トン以上の船舶の乗組員
運 航 士	-	1	-	-	-	
甲板長・操機長	10	50.3	677, 038	276, 692	400, 346	
甲 板 手・操 機 手	10	35. 9	494, 192	189, 759	304, 433	
甲板員・機関員	7	24. 9	366, 900	140, 838	226, 062	J

その3 再雇用者

				平成28年	4 月 分 平	均給与額	
	職種名	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)—(B)	備考
	支店長•工場長	人 2	歳 62.0	円 1, 183, 189	円 0	円 1, 183, 189	7
	60歳男性	_		_	_	_	
事	事務•技術部長	77	62. 7	540, 232	1,676	538, 556	
	60歳男性	21		529, 232	76	529, 156	
務	事務·技術部次長	57	62. 1	478,000	67	477, 933	
•	60歳男性	17		465, 889	0	465, 889	
技	事務•技術課長	29	61.8	426, 496	1,629	424, 867	
術	60歳男性	11		435, 443	1, 165	434, 278	
	事務•技術課長代理	13	61.8	408, 592	1, 286	407, 306	その1の1全規模の備考欄参照
関	60歳男性	4		438, 553	4, 188	434, 365	
係	事務·技術係長	36	62.8	263, 132	14, 365	248, 767	
職	60歳男性	9		265, 357	15, 428	249, 929	
	事務•技術主任	*	*	*	*	*	
種	60歳男性	*	*	*	*	*	
	事務·技術係員	639	62. 6	257, 586	10, 746	246, 840	
	60歳男性	127		258, 870	9, 317	249, 553	

第 17 表 対 応 級 表

	職	種	名			対		凥	芯 級	
				企業規模	500	人	以	上	行 政	:職 8 · 7級
	支	店	長・	,,,	100人	、以上5	500人	未満	IJ	6 級
				"	50人	以上1	00人	未満	IJ	6・5級
				"	500	人	以	上	IJ	8 • 7級
	エ	場	長・	,,,	100人	、以上5	500人	未満	<i>II</i>	6 級
				JJ	50人	以上1	00人	未満	n,	6・5級
				,,,	500	人	以	上	IJ	8 • 7級
	事系	务・技 徘	所部 長	,,,	100人	、以上5	500人	未満	IJ	6 級
				l II	50人	以上1	00人	未満	IJ	6・5級
事務				( "	500	人	以	上	IJ	8 • 7級
· 技	事系	务・技術	<b></b>	,,,	100人	、以上5	500人	未満	IJ	6 級
術関係職種				l II	50人	以上1	00人	未満	IJ	6・5級
職種				JI II	500	人	以	上	IJ	6 級
	事務	・ 技行	術課長	) II	50人	以上5	00人	未満	IJ	5 級
				( "	500	人	以	上	IJ	5 級
	事務	・技術説	果長代理	,,,	50人	以上5	00人	未満	IJ	4 級
				( "	500	人	以	上	IJ	4・3級
	事務	ら・技行	術係長	<i>"</i>	50人	以上5	00人	未満	IJ	3 級
				( "	500	人	以	上	n	2 • 1 級
	事務	・ 技行	術主任	)						(一部は4・3級)
				<i>"</i>	50人	以上5	00人	未満	IJ	2 • 1級
										(一部は3級)
	事	務・技術	<b></b>	IJ	50	人	以	上	II	2 • 1級

第 18 表 民間における定期昇給制度の状況

(単位:%)

	√ 項目	<del>→</del> ## = 44				<del></del>
役職 段階	企業規模	定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし
_	規模計	91. 0	38. 1	79. 2	52. 9	9. 0
般の	500人以上	91. 0	36. 9	81.7	56. 9	9. 0
従業員	100人以上 500人未満	91. 5	34. 6	79. 5	48. 9	8. 5
月	50人以上 100人未満	89. 1	53. 8	67.8	48. 4	10. 9
	規模計	77. 5	24. 2	67.6	48. 1	22. 5
課長級	500人以上	73. 7	19. 9	65.8	50. 5	26. 3
級	100人以上 500人未満	83. 2	24. 8	73. 3	45.0	16.8
	50人以上 100人未満	76. 5	41.8	57.7	47.6	23. 5

<sup>(</sup>注) 1. ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含んで集計した。

# 第 19 表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

											(+14.70)
	項目	採用あり	· · · · · · · · · · · · · · · ·	刀 任	給	の改	定	状	況		採用なし
学歴	企業規模		増	額		据置き		減額			
	規模計	45.5	( 23.	6 )	(	75. 5	)	(	0.8	)	54. 5
大	500人以上	47. 2	( 33.	7 )	(	64.8	)	(	1. 5	)	52. 8
大学卒	100人以上 500人未満	50.0	( 12.	3 )	(	87. 7	)	(	0.0	)	50. 0
	50人以上 100人未満	24. 9	( 10.	0 )	(	90.0	)	(	0.0	)	75. 1
	規模計	9.6	( 41.	4 )	(	58.6	)	(	0.0	)	90. 4
高校卒	500人以上	9. 1	( 56.	8 )	(	43. 2	)	(	0.0	)	90. 9
	100人以上 500人未満	10. 2	( 27.	2 )	(	72.8	)	(	0.0	)	89. 8
	50人以上 100人未満	9.9	( 25.	0 )	(	75. 0	)	(	0.0	)	90. 1

<sup>2.</sup> 昇給制度の内容は、複数回答である。

<sup>(</sup>注) 1. 事務員と技術者のみを対象としたものである。 2. ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

### 第 20 表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者の収入による制限の有無の状況

(単位:%)

家族手当制				町佣老に安佐	家族手当制
寒族子ョ前 度がある	配偶者に家族手 当を支給する	配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入によ る制限がない	配偶者に家族 手当を支給し ない	度がない
73. 5	(88. 2)	[80. 2]	[19.8]	(11.8)	26. 5

- (注) 1. ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
  - 2. [ ] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

### その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位:%)

配偶者に対する家族手当を	税制及び社会保険制度の	配偶者に対する家族手当を	
見直す予定又は見直すこと	見直しの動向等によっては	見直す予定がない	
について検討中	見直すことを検討する	(検討も行っていない)	
8. 5	16.8	74. 7	

(注)配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

### その3 家族手当の手当額の定め方

(単位:%)

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、 その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
54. 7	5. 9	39. 5	0.0

- (注) 1. 平成25年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。
  - 2. 「配偶者・子等の別」には、配偶者と第1子の手当額が同額である事業所が含まれる。

#### その4 扶養家族の構成別支給月額

(単位:円)

扶	養	家	族	Ø	構	成	支 給 月 額
酉己			偶			者	15, 891
配	偶	者	ك	子	1	人	21,876 ( 5,985 )
配	偶	者	ك	子	2	人	27, 468 ( 5, 592 )

- (注) ( ) 内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。
- 備考 本市職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,500円、配偶者以外については、1人につき6,800円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき6,000円が加算される。

### 第 21 表 民間における住宅手当の支給状況

支	給	Ø	有	無	住 宅 手 当 支 給 状	の 況	借家・借間居住者 に対する住宅手当	持 家 居 住 者 に対する住居手当
	支		給		54.9%		50. 8% (92. 6%)	38. 4% (70. 0%)
	非	支	給		45. 1%		49. 2%	61.6%
					_	27,000円以上 28,000円未満		

- ) の割合は、住宅手当を支給する事業所を100とした割合である。
- 2. 住宅手当の支給状況の内容は、複数回答である。 備考 本市職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、28,000円(大阪市内居住者は30,500円)である。

#### 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の 第 22 表 割増賃金率の状況

(単位・%)

割増賃金率	適用征	<b></b> <b>送業員</b>	(参考) 適用事業所		
刮垍貝並平	割合	累積割合	割合	累積割合	
31%以上	9. 2	9. 2	10.6	10.6	
30%	21.7	30. 9	32. 6	43. 2	
29%	0.0	30. 9	0.0	43. 2	
28%	0.0	30. 9	0.0	43. 2	
27%	0.3	31. 2	0.2	43. 3	
26%	0.0	31. 2	0.0	43. 3	
25%	68.8	100. 0	56. 7	100.0	

<sup>(</sup>注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの 累積割合と一致しない場合がある。

# 第 23 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

	項目	一般の従業員		課身	<b>長級</b>	部長級 (非役員)	
1	È業規模 L	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	規模計	56. 1	43. 9	48. 7	51.3	47.8	52. 2
	500人以上	56.8	43. 2	45. 5	54. 5	44. 6	55. 4
	100人以上500人未満	52. 7	47. 3	47. 7	52. 3	46.8	53. 2
	50人以上100人未満	64. 5	35. 5	65. 1	34. 9	65. 7	34. 3

第 24 表 民間における特別給の支給状況

項	目	支給額等
平均所定内給与月額	下半期(A 1)	375, 377円
干场所足的和分方领	上半期(A 2)	377, 065円
特別給の支給額	下半期(B1)	778, 288円
付別船の大船領	上半期(B 2)	843, 924円
	下半期 (B1/A1)	2.07月分
特別給の支給割合	上半期 (B 2/A 2)	2. 24月分
	計	4.31月分

<sup>(</sup>注)下半期は平成27年8月から平成28年1月まで、上半期は平成28年2月から7月までの期間を示す。

# 第 25 表 本市職員と民間の給与比較

民間給与	本市職	員給与	較差
207 005	減額措置前	397, 327円	578円 (0.15%)
397, 905	減額措置後	386, 395円	11,510円 (2.98%)

<sup>(</sup>注) 比較に当たっては、本市職員・民間ともに、本年度新規学卒の採用者は含まれていない。